○経済産業省環境省告示第七号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第二十条の二の規定に基づき、平成二十一年経済産業省、環境省告示第九号（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月二十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
環境大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

表を次のように改める。

北海道電力株式会社	0.000485
東北電力株式会社	0.000546
東京電力株式会社	0.000463
中部電力株式会社	0.000469
北陸電力株式会社	0.000546
関西電力株式会社	0.000414
中国電力株式会社	0.000502
四国電力株式会社	0.000485
九州電力株式会社	0.000503
沖縄電力株式会社	0.000692
イーレックス株式会社	0.000438
出光グリーンパワー株式会社	0.000275
伊藤忠エネクス株式会社	0.000383
エネサーブ株式会社	0.000494
荏原環境プラント株式会社	0.000436
王子製紙株式会社	0.000432
オリックス株式会社	0.000458
株式会社イーセル	0.000220
株式会社エネット	0.000408
株式会社F－Power	0.000448
株式会社G－Power	0.000000
株式会社日本セレモニー	0.000816
株式会社ミスターマックス	0.000820
サミットエナジー株式会社	0.000295
ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社	0.000379
ＪＥＮホールディングス株式会社	0.000442
志賀高原リゾート開発株式会社	0.000615
昭和シェル石油株式会社	0.000370
新日鉄住金エンジニアリング株式会社	0.000600
泉北天然ガス発電株式会社	0.000377
ダイヤモンドパワー株式会社	0.000392
テス・エンジニアリング株式会社	0.000391
東京エコサービス株式会社	0.000065
日本テクノ株式会社	0.000475
日本ロジテック協同組合	0.000247
パナソニック株式会社	0.000601
プレミアムグリーンパワー株式会社	0.000016
丸紅株式会社	0.000315
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	0.000404
リエスパワー株式会社	0.000000

○国土交通省告示第七百四十一号

東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　空港の名称及び位置　東京国際空港　東京都大田区
三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十五年国土交通省告示第五十号を参照のこと。）
イ　エプロン
面積　二百六十七万五千五百六平方メートル
四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十五年八月二十二日

○国土交通省告示第七百四十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月二十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

その関係図面は、平成二十五年七月二十五日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

路線名　供用の区間　供用開始の期日
北陸自動車道　福井市重立町三〇字上沖田二五番四から同市重立町三〇字上沖田二五番一まで　平成二十五年七月二十五日十時